

経税部  
だより

# マイナンバーはどこへ行く? 韓国の現状から学ぶ

税理士 疋田 英司

今年10月から、法人、個人を問わずマイナンバーが送られてくる。法律上は「行政手続きにおける特定の個人及び法人その他の団体を識別するための番号」である。行政が個人情報等を二元的に管理するための制度だ。

事業者は税と社会保障関係の手続きに際し、マイナンバーを使うよう努力を求められる。現在のところ、取り扱う事業者が情報漏えいなどをした場合に懲役を含む罰が定められている。この番号はすべての事業者が扱うこととなり、厳重な管理が求められる。将来的には預金などの財産データと連動し、税務調査や生活保護の不正受給防止のための財産調査などに役立つ。

日本のマイナンバー制度の主なモデルは韓国の事業者番号制度とされる。韓国ではどのように行われているのか視察してきた。

## 1. 軍事独裁政権下で作られた住民登録番号制度

韓国の番号制度は、北朝鮮のスパイと自国民を識別するために作られた。その後、独裁政権のもとで国民監視の道具として発達してきた。住民登録番号は、生年月日、出生地、性別などブライバシー情報を番号に変えたものなので、番号をみればこれらの情報はすべてわかる。その後、民間での番号利用が認められ、カード、ネット通販、サイトへの登録など、国民生活のあらゆる場面で住民登録番号がなければ生活できないシステムが築かれた。韓国で住民登録番号が普及した背景に

整備が行われた。

## 2. 付加価値税導入に伴い事業者登録番号制度導入

税務では住民登録番号ではなく事業者登録番号が利用されている。複数の事業所を持つ事業者は事業所ごとに事業者登録番号をとり、法人は法人登録番号が用いられる。この事業者登録番号は国税庁が管理している。事業者登録番号は付加価値税(日本でいう消費税)の課税目的で利用されている。日本の消費税は帳簿方式で、課税売上と課税仕入れを帳簿で整理して納税額(または還付額)を決める。一方、韓国はインボイス方式で、取引ごとに付加価値税の税額が記入された税額票(インボイス)を税務署に提出して納税額(または還付額)がきまるシステムである。

このため、税務申告にはインボイスにかかる全取引データを添付して申告しなくてはならない。国税庁はこのデータを他の納税者の申告データとマッチングさせ、税務調査の準備を行う。例えば事業者Aが事業者Bから100万ウォン(税10万ウォン)の商品の仕入れを行った場合、A、Bそれぞれの付加価値税の確定申告で取引情報を記録したデータを添付して税務申告する。これで全事業者が申告した取引情報が国税庁のデータベースに登録される。当然、この情報は法人税や所得税の調査にも利用される。では、事業者以外との取引情報はどうか。これも収集するシステムが作られている。

## 3. 韓国の99%の取引データは国税庁で管理されている

韓国では消費者が取引情報を国税庁に報告すれば税金が安くなる制度を設けている。クレジットカード利用と現金取引を報告することで、取引額に応じた所得控除を受けられる。クレジットカードの決済情報は国税庁のデータベースに連動することになっている。この利用記録に応じて所得控除が利用できる。だから、多く国民はクレジットカードの使える店を選ぶようになった。同時にクレジットカードの利用ができる

店が普及した。現金取引の情報は別の2つの方法がある。現金領収カードに記録する方法と紙の領収書をあつめて申告する方法だ。現金領収カードは事業者が現金取引で領収書を出さない代償として所得控除で安くなる税額以上に値引きするという事業者もあるらしい。完璧と思えるシステムでも国税庁に通報されない取引はあるらしい。

## 4. 取引データを添付した電子申告が義務化

事業者は前年の取引データを申告書に添付して申告しなくてはならない。そのデータには取引先事業者番号を付けないといけない。これが申告データとなる。すべての法人と一部の個人事業主は申告データを添付して電子申告することが義務化されている。国税庁は、申告データと取引内容をマッチングし、申告内容の検討をする。その結果、申告漏れや、申告されている事業者番号が適切かどうかを判断し、問題があると判断される事業者へ調査をおこなう。

このように確定申告手続きは簡単ではない。付加価値税の申告のため全取引データを電子申告するための記録が必要となる。同様に消費者が所得控除を受けるための手続きにも取引データを添付しなくてはならない。これを支援するため税務士(韓国では税理士のこと)を税務士と呼ぶ)には、納税者の電子申告を行った場合には政府から報奨金(韓国では税理士のこと)を税務士と提携している。ところで、裏話だが「資料商」という領収書業者が存在するらしい。実態のない事業者番号を記載した領収書や、他人の番号でなりすまして作られた領収書などを額面の10%程度で売買する、

## 5. 強権的な税務調査が行われる

韓国には納税者権利憲章があるから強権的ではないだろうと思われがちだが、実際にはそうではない。ひどい事例では、税法の適用年分の間違いがあってもそのまま課税してしまふケースもある。日本では考えられない税務調査が行われている。

納税者権利憲章が生かされているのは、納税者保護官という制度が設けられている点と異議申立などの納税者の権利救済システムが整っている2点と考える。

納税者保護官は税務署の中に設置されており、主に税務職員と弁護士で構成されている。日本の納税者支援官と異なり、税務署と対峙して納税者の権利を主張する権限がある。異議申し立てでは、課税資料の開示を求めることができる。日本が導入している権利保護制度は調査開始手続きが法制化されているだけで、課税資料の開示

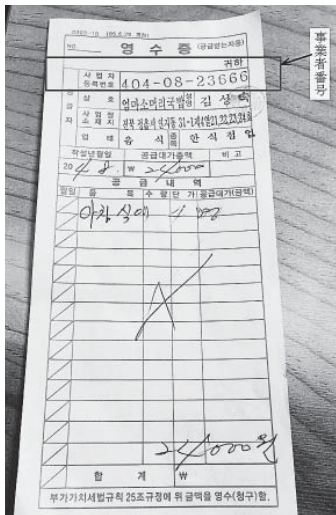
韓国でも日本でも情報不正利用に対して重い罰則が定められている。しかし、不正利用は後を絶たない。国は違反者を逮捕し告発する権限はあるが、不正利用により被

でも抜け道を考える人はいるようだ。私が訪問した法務事務所(弁護士、税理士など)では税務訴訟の勝率は70%で、韓国一の勝率だそう。とはいえ日本では考えられない納税者の勝率である。それだけいい加減な調査が行われているというところだ。聞くところによれば、課税根拠となる資料は税務当局に集中しているが、膨大な情報を十分な整理もできないまま課税処分を行うケースや、データ整理に追われ税法適用の検討が不十分なまま税額の更正や決定処分が行われるケースが多いそう。しかし、滞納処分は行われるうえに裁判費用も高むなど調査で目をつけられた納税者は大変な負担を強いられることになる。こういったあたりは日本と変わらないようだ。

## 6. 不正利用に厳罰

韓国でも日本でも情報不正利用に対して重い罰則が定められている。しかし、不正利用は後を絶たない。国は違反者を逮捕し告発する権限はあるが、不正利用により被

図 事業者番号を記載した韓国の領収書(例)



韓国では課税処分に関する裁判が認められたり、訴訟費用の一部は保障される制度が存在する。日本では国家賠償法による裁判しかない。

## 7. 日本との違いと課題

日本の消費税は帳簿方式のため消費税申告にマイナンバーの利用は前提とされていない。しかし、複数税率などの制度改正が検討されている。複数税率を導入するには、それぞれの取引に、いくらの税額が適用されているかを確認する必要があり、インボイスの導入も検討されている。つまり、韓国並みに全取引データを申告する日も近いかもしれない。

個人情報問題では、韓国の最近の動向(住民登録番号の民間利用の禁止を意識して、民間がマイナンバーを利用することを認めていない。しかし、マイナンバーで蓄積された情報を本人同意の上で民間が利用する「マイナポータル」というシステムが導入予定だ。預金データにマイナンバーを付加する制度も一部で導入準備が進められ、政府は施行後3年後の法